神戸女子大学全学教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 42 条第５項の規定に基づき、全学教授会（以下「教授会」という。）に関する事項を定める。

第２条　教授会は、学長、副学長、教授、准教授、助教及び講師をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第４条　教授会は、学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを召集する。

第５条　教授会の議長は学長がこれに当たり、学長に事故があるときは副学長がその職務を代行する。

第６条　教授会は、教育研究に関することについて、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第７条　（削除）

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　教授会に関する事務は総務課（大学庶務担当）が行う。

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

１　この規程は、平成９年 10 月１日から施行する。

２　この規程の制定に伴い、従前の神戸女子大学教授会規程（昭和 55 年４月１日施定）は廃止する。

附　則

この規程は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学家政学部教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 43 条第４項の規定に基づき、家政学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会は、原則として月１回及び学部長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　教授会の議長は学部長がこれに当たり、学部長に事故があるときは学部長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　教授会は、学長が学則第 43 条第２項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 43 条第 3 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　教授会の議事は出席者の２分の１以上によって議決する。

２　前項の規定にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　この規程の改廃は、学部長が行い学長に報告する。ただし、学部長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学文学部教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 43 条第４項の規定に基づき、文学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会は、原則として月１回及び学部長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　教授会の議長は学部長がこれに当たり、学部長に事故があるときは学部長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　教授会は、学長が学則第 43 条第２項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 43 条第３項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　教授会の議事は出席者の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　この規程の改廃は、学部長が行い学長に報告する。ただし、学部長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学健康福祉学部教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 43 条第４項の規定に基づき、健康福祉学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会は、原則として月１回及び学部長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　教授会の議長は学部長がこれに当たり、学部長に事故があるときは学部長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　教授会は、学長が学則第 43 条第２項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 43 条第３項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　教授会の議事は出席者の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　この規程の改廃は、学部長が行い学長に報告する。ただし、学部長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学看護学部教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 43 条第４項の規定に基づき、看護学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会は、原則として月１回及び学部長が必要と認めたとき、又は構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを召集する。

第４条　教授会の議長は学部長がこれに当たり、学部長に事故があるときは学部長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　教授会は、学長が学則第 43 条第２項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 43 条第３項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　教授会の議事は出席者の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　この規程の改廃は、学部長が行い学長に報告する。ただし、学部長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学心理学部教授会規程

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 43 条第４項の規定に基づき、心理学部教授会（以下「教授会」という。）の議事運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第２条　教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

第３条　教授会は、原則として月１回及び学部長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の３分の１以上の者から請求があったときに、これを招集する。

第４条　教授会の議長は学部長がこれに当たり、学部長に事故があるときは学部長が指名する教授がその職務を代行する。

第５条　教授会は、学長が学則第 43 条第２項の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

２　教授会は、学則第 43 条第 3 項の各号に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ意見を述べることができる。

第６条　教授会の定足数は構成員の２分の１とする。

第７条　教授会の議事は出席者の２分の１以上によって議決する。

２　前項にかかわらず、学長が意見の聴取方法を指定した議事については、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第８条　会議の議事は関係者以外には公開しない。会議の議事については、議事録を作成する。

第９条　この規程の改廃は、学部長が行い学長に報告する。ただし、学部長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。